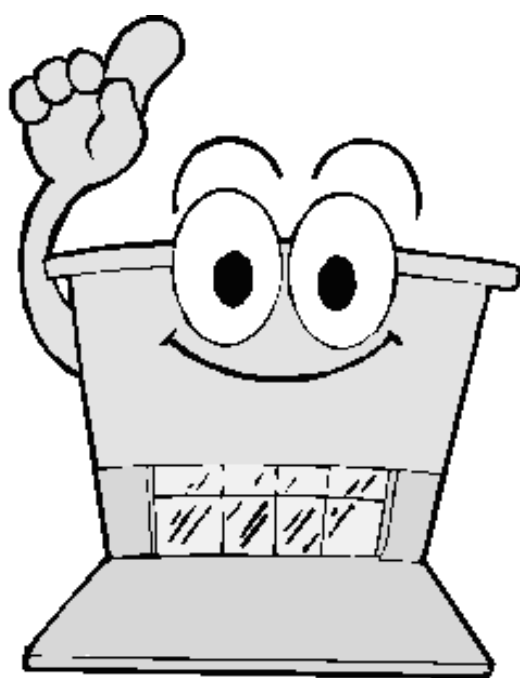
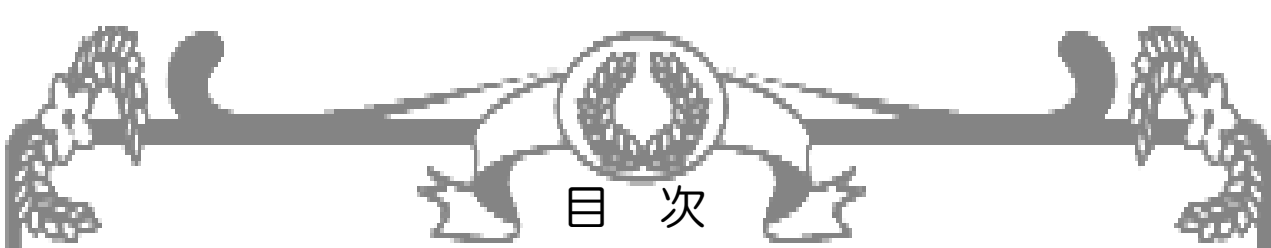


自治会（町内会）の法人化について





目 次

◎ 法人化の手続きについて ◎

1	認可制度について	P 3
2	対象となる団体	P 3
3	認可の要件	P 4
4	認可申請の事前準備	P 4～5
5	法人化の手続き	P 6
6	法人化の手続きフロー図	P 7
7	法人化後の手続き等	P 8～10
8	よくあるお問い合わせ	P 11～13

◎ 各種申請書類等 ◎

i	認可申請書・・・	P 14
ii	自治会規約例・・・	P 15～21
iii	議事録作成例・・・	P 22
iv	承諾書作成例・・・	P 23
v	「地縁による団体」の認可に係る証明書交付請求書および委任状・・・	P 24～25
vi	認可地縁団体印鑑登録申請書・・・	P 26
vii	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書・・・	P 27
viii	告示事項変更届出書・・・	P 28
ix	規約変更認可申請書・・・	P 29

1 認可制度について

自治会は『権利能力なき社団』という性格から、法人格を持たず、集会所等の財産をもっている場合、団体名義での不動産登記が不可能でした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成 3 年 4 月 2 日の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

ただし、社会状況の変化に伴い、地方自治法施行規則の一部改正が令和 3 年 8 月 31 日に公布され、令和 3 年 11 月 26 日以降、不動産の保有あるいは保有予定が認可申請の条件から削除されました。このことにより、自治会等は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人化の認可申請が可能となりました。

2 対象となる団体

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「地縁団体」といいます。)いわゆる自治会・町内会を対象としています。

※「森林組合法」に基づき平成 29 年から森林組合も認可地縁団体への組織変更が可能となりました。

注) 次のような団体は対象となりません。

(1) 特定の目的の活動だけを行う団体

◎ スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

(2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

◎ 子供会(年令の制限)、婦人会(性別の制限)など

3 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、次の4つの要件を満たす必要があります。《地方自治法第260条の2第2項》

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること
- (4) 規約を定めていること。この規約には①目的・②名称・③区域・④主たる事務所の所在地・⑤構成員の資格に関する事項・⑥代表者に関する事項・⑦会議に関する事項・⑧資産に関する事項が定められていること。

4 認可申請の事前準備

地縁による団体の認可申請を行う前に、現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請を行う者の決定をします。また、併せて規約の整備、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定等を審議し、団体の意志決定をします。

(1) 規約の整備(定めなければならない事項)

ア 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容ができる限り具体的に定めて下さい。

イ 名称

ウ 区域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。

エ 事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「代表者の自宅に置く。」と定めることもできます。

オ 構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。また、構成員は「世帯」ではなく「個人」とする必要があります。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項(例えば、年齢制限等)を設けてはいけません。

カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

キ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

原則として、表決権は世帯単位ではなく、個人単位です。

ク 資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。

(2) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

ご注意ください 構成員名簿（会員名簿）は個人情報にあたります。

個人情報の取り扱いについては、12ページを参照してください。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行いますので、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

※令和3年11月26日以降に提出される認可申請に対しては、保有（保有予定）不動産に関する資料は不要となります。

5 法人化の手続き

以下の資料を添付し、当該地縁団体の代表者が市長に対して申請します。

(1) 認可申請書〔P 1 4〕

(2) 規約〔参考：P 1 5～2 1〕

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類〔参考：P 2 2〕

認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの

(4) 構成員名簿

認可申請する地縁団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの。

※名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員個人名であることに留意してください。

※当該地縁団体の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。

(5) 規約で定める区域を示した図面

字名、地番、住居表示番号等の当該区域を具体的に記載したもの。

(6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等。

(7) 申請者が代表者であることを証する書類〔参考P 2 2、2 3〕

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの。

法人化の手続き

申請

*申請に必要な書類

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
(議事録)
- ④ 構成員の名簿(住所、氏名の記されたもの)および区域図
- ⑤ 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類(通常は、例年の行事予定や収支予算・決算書等の総会資料でよい。)
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類(代表者の議決を記載した議事録および代表者の同意書)

審査

*認可の要件

1. 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する、地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
2. 区域が客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は当該団体が相当期間にわたって存続している区域の現況によること。
3. 区域に住所を有する全ての個人(年齢・性別等是不問)が構成員となれること。
また、相当数の者が現に構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。

認可・告示

法人格の取得

地縁団体印鑑登録申請

【課税関係】

- ・認可前後で変わらない
- ・法人税均等割額が課税(収益事業のない団体は減免申請ができる)
- ・収益事業がある団体は課税対象

証明書の交付

・手数料

- ・資格証明書(地縁団体台帳写し)
- ・印鑑登録証明書

登記手続き(法務局)

- ・登記手数料
- ・登録免許税

◎主な認可後の手続き

- ・告示事項の変更届出
- ・規約の変更の認可(市長の認可が必要)

7 法人化後の手続き等

(1) 不動産登記など

不動産の保有は、認可の要件ではなくなりましたが、不動産の登記が必要な場合は従来通り登記していただくことができます。

地縁団体の保有資産の登記は、市長が発行する証明書を添付し申請することとなりますが、他の書類も必要となりますので、所轄の法務局に確認してください。

大津地方法務局 彦根支局
所在地：彦根市西今町58-3 彦根合同庁舎2階
電話：22-0291

【証明書の交付】

証明書が必要な場合は、『「地縁による団体」の認可に係る証明書交付請求書」〔P24〕にてまちづくり推進課まで申請してください。

支所・出張所では発行できませんのでご了承ください。

証明書の手数料は1通300円です。

令和8年10月1日より、個人情報保護の観点から地方自治法施行規則の一部が改正されました。改正に伴い、認可地縁団体台帳の写し（証明書）の交付請求があった場合、原則として住所等の「町字（あざ）以降の情報」を表示しない措置を講じたものを交付します。

非表示措置の対象：代表者（過去の代表者含む）、職務代行者、代理人、清算人の住所およびこれらと同一の事務所所在地

◆ 住所（番地等）が表示された証明書が必要な場合 ◆

不動産登記手続き等で番地まで記載された証明書（フル表示）が必要な場合は、以下の手続きにより交付が可能です。

1. 代表者等本人が請求する場合

- 申請時に申請書の「代表者住所の表示の有無」の「有」に○を付けてください。
- 窓口にて本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）のご提示が必要です。

2. 代理人が請求する場合

委任者（代表者等本人）からの委任状が必要です。〔P25〕

- 申請時に申請書の「代表者住所の表示の有無」の「有」に○を付けてください。
- 窓口にて本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）のご提示が必要です。

(2) 自治会印の登録

団体の印鑑登録ができますので、登録後は印鑑証明書の交付申請ができます。
印鑑登録手続等についてはまちづくり推進課までご連絡ください。

【申請に必要なもの】

☆ 認可地縁団体印鑑

⇨ ゴム印は不可、印影が鮮明で大きさは一辺が 8.1 mm 以上 30 mm 以下

☆ 認可地縁団体印鑑登録申請書〔P 26〕

☆ 申請記入者の印鑑（彦根市に印鑑登録されたもの）

☆ 申請記入者の印鑑登録証明書 1 通

⇨ ライフサービス課にて取得してください。

【証明書の交付】

証明書が必要な場合は、『認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書』

〔P 27〕にてまちづくり推進課まで申請してください。

証明書の手数料は 1 通 300 円です。

(3) 認可地縁団体の義務

認可された地縁団体は、告示事項を変更した場合、規約を変更した場合や解散等をした場合は、市長へ届け出なければなりません。

特に、規約を変更された場合、変更後の規約は、市長の規約変更認可を受けなければ効力を発しませんのでご注意ください。

☆ 告示事項を変更した場合→「告示事項変更届出書」〔P 28〕

代表者の氏名および住所、事務所の所在地などが変更された場合に必要です。

☆ 規約を変更した場合 →「規約変更認可申請書」〔P 29〕

(4) 各種税金関係

認可を受けた地縁団体は、公益法人となりますので税金関係は基本的には従来と変更はありません。なお、詳細はそれぞれの所轄機関に問い合わせてください。

8 よくあるお問い合わせ

問 1. 表決権を世帯単位で一票とすることはできるのか。

答 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を定めることは可能であると解されます。また、同項を適用する場合でも、世帯内の会員の表決権を奪うものではありません。

ただし、規約の変更や財産処分および解散の議決、代表者や監事の選任などの重要事項に関して世帯単位で表決することは適当ではありません。

問 2. 未成年に表決権はあるのか。

答 民法第5条の規定から、総会において表決するには法定代理人（例：親権者など）の同意を要することとなります。

問 3. 構成員を世帯単位とすることは可能か、また未成年者は構成員に含まれるのか。

答 構成員とは住民個人であり、世帯主だけでなく世帯員も構成員に含まれるので、未成年者も構成員に含まれます。そのため、総会における定足数は未成年者を含む全構成員で考えていただく必要があります。

問 4. 一般的に押印省略が進んでいるが、認可地縁団体の申請に押印は必要か。

答 認可に係る申請書類や、総会の議事録の署名に係る押印のほとんどが省略可能となりました。ただし、印鑑登録申請書および印鑑登録証明書交付申請書には押印が必要ですのでご注意ください。

【個人情報の取り扱いについて】

平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されました。今回の改正により、自治会・町内会は、法人格取得の有無にかかわらず、「個人情報取扱事業者」となり、法律の適用を受けることとなります。

認可地縁団体の申請にあたって提出していただく「構成員名簿（会員名簿）」の作成および管理にあたっては、下記の点に注意していただく必要があります。

- ① 個人情報取得（住所・氏名・電話番号など、会員名簿に記載する内容を集めること）の際は、利用目的をできるだけ特定し、本人に通知が必要です。

記載例

「ご記入いただきました個人情報につきましては、自治会の法人化申請書類の一部として彦根市に提出するほか、会員へ配布し、自治会と会員との連絡・調整のために利用するほか、緊急災害時に利用します。なお、個人情報は、前記以外の目的には使用せず、個人情報保護法および彦根市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。」などの文章を、会員名簿の記入用紙に記載するとよいでしょう。

- ② 個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置が必要です。

自治会事務局内で盗難・紛失のないように名簿を適正に管理していただくことはもちろん、会員に名簿を配布する場合は、盗難・紛失のないよう注意喚起し、転売の禁止などを周知するようにしてください。

- ③ 本人以外に個人情報を提供する場合、あらかじめ本人の同意が必要です。

① の記載例のように、個人情報を利用する目的を明示したうえで、本人から個人情報の提供を受けた場合、「同意を得た」こととなります。また、従来から名簿を作成している場合は、総会等の機会に個人情報の利用目的について全会員に周知するとよいでしょう。

- ④ 本人以外に個人情報を提供した場合、提供先などを記録し、一定期間保管する必要があります。
- ⑤ 自治会・町内会で保管している個人情報は、本人からの申し出に応じて開示できる状態

にすることが必要です。

⑥ 名簿の管理・保管の際は、自治会事務局内での盗難・紛失のないように適正に管理してください。

・会員に名簿を配布する場合は、盗難や紛失・転売の禁止など